



背景

- 保護主義的な動きや新興国による市場歪曲的な措置（産業補助金、強制的な技術移転等）
- WTOドーハ・ラウンド停滞、現代化の必要性（電子商取引、投資、紛争解決、透明性向上等）
- ➔ **日本は、TPP11、日EU・EPA、RCEP等を通じ、自由で公正なルールの構築を主導し、貿易自由化を推進**

協定の意義

- 本協定はアベノミクスの成長戦略の重要な柱（総理施政方針演説等）。
- **日本の実質GDPを約1%（約5兆円）押し上げ、雇用は約0.5%（約29万人）増加の見込み。**
（内閣官房TPP等政府対策本部による試算（2017年12月））
- 自由で公正なルールに基づく、**21世紀の経済秩序のモデル**（国有企業、知的財産、規制協力等）。
- **世界GDPの約1/4、世界貿易の約1/3を占める世界最大級の自由な先進経済圏。**
（EUのGDPは15.6兆ドル（世界GDPの17.8%）。日本のGDPは5.1兆ドル（世界GDPの5.8%）。（2020年））
- ➔ **本協定は、日EUが貿易自由化の旗手として世界に範を示すもの。**

発効後の進捗

- 2019年2月に発効後、ワインや乗用車等の貿易は拡大傾向。
- 2019年4月、本協定の下で**第一回合同委員会**を開催。2021年2月、**第二回合同委員会**（共同議長：茂木外務大臣、ドムブロウスキス欧州委員）を開催。
- **12分野の専門委員会・作業部会**を事務レベルで着実に実施。（注 合同委員会の下に設置され、次の分野について基本的に年一回行われる。専門委員会：(1)物品の貿易(2)原産地規則及び税関(3)衛生植物検疫措置(4)貿易の技術的障害(5)サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引(6)政府調達(7)知的財産(8)貿易及び持続可能な開発(9)規制に関する協力(10)農業分野における協力 作業部会：(1)ぶどう酒(2)自動車及び部品
- 2021年2月、保護の対象となる地理的表示(GI)を日EUそれぞれ28件ずつ追加。また、データの自由な流通に関する規定をEPAに追加するための予備的な協議を開始。



<EU概要>

構成国 27か国（ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン）
総人口：4億4683万人（2019年）
（日本の約3-4倍）

<経緯>

2013年 3月 交渉開始決定
2017年 7月 大枠合意
2017年 12月 交渉妥結
2018年 7月 署名
2018年 12月 国内手続完了の通告
2019年 2月 発効

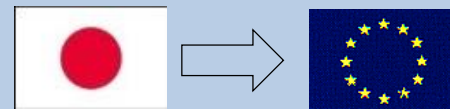
<参考>

- 日本のEPA・FTA
これまで21か国・地域と18の経済連携協定(EPA)が発効済・署名済(2020年2月現在)。
- EUの最近のEPA・FTA
・韓国：2015年12月発効
・カナダ：2017年9月暫定適用開始
・シンガポール：2019年11月発効
・ベトナム：2020年8月発効

※2020年1月末に英国がEUを離脱。

日本産品のEU市場へのアクセス

EU側関税撤廃率: 約99% (注1)(注2)



工業製品

- 100%の関税撤廃。
- 乗用車(現行税率10%): 8年目に撤廃。
- 自動車部品: 9割以上が即時撤廃(貿易額)。
- 一般機械、化学工業製品、電気機器: 約9割が即時撤廃(貿易額)。
※一般機械: 86.6%、化学工業製品: 88.4%、電気機器: 91.2%。

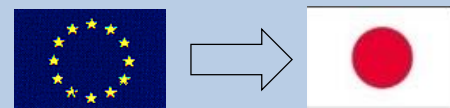
農林水産品等

- 牛肉、茶、水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)。
- 日本ワインの輸入規制の撤廃(醸造方法の容認、業者による自己証明の導入)。酒類の全ての関税を即時撤廃。自由な流通が可能。
- 農産品・酒類(日本酒等)に係る地理的表示(GI)の保護を確保。

工業製品: 大企業のみならず、メーカーに部品を納入する中小企業にも裨益。
農林水産品: 5億人を超えるEU市場への日本産農林水産物輸出促進に向けた環境を整備。
酒類: 輸出拡大とGI保護によるブランド価値向上。

EU産品の日本市場へのアクセス

日本側関税撤廃率: 約94% (農林水産品: 約82%、工業品等: 100%) (注1)



工業製品

- 化学工業製品、繊維・繊維製品等: 即時撤廃。
- 皮革・履物(現行最高税率30%): 11年目又は16年目に撤廃。

農林水産品等

- コメは、関税撤廃・削減等の対象から除外。
- 麦・乳製品の国家貿易制度、砂糖の糖価調整制度、豚肉の差額関税制度は維持。関税割当てやセーフガードを確保。
- ソフト系チーズは関税割当てとし、枠内数量は国産の生産拡大と両立可能な範囲に留めた。
- 牛肉は15年の関税削減期間とセーフガードを確保。

サービス貿易・投資・電子商取引

サービス貿易・投資・電子商取引

- 原則全てのサービス貿易・投資分野を自由化。留保する例外措置・分野を列挙(ネガティブ・リスト方式)。
- 欧州で活動する日系企業のニーズに対応するルールを設定(電気通信サービス、金融規制協力等)。
- 電子商取引の安全性・信頼性確保のためのルールを整備(電子的な送信に対する関税賦課禁止、ソースコード開示要求の禁止)。

21世紀型のハイレベルなルール

国有企業・補助金

- 国有企業: 物品・サービス売買の際の商業的考慮、相手方民間企業に対する無差別待遇の付与を確保。
- 補助金: 通報義務、協議要請手続、一定の種類の補助金の禁止等を規定。

知的財産

- WTO・TRIPS協定より高度な規律を規定(営業秘密の保護、著作権の保護期間を著作者の死後70年に延長等)。
- 地理的表示(GI)の高いレベルでの相互保護。日本側GIは83件(「神戸ビーフ」、「夕張メロン」、「薩摩」、「日本酒」等)。

規制協力

- 日EU双方の規制当局が、貿易・投資に関する規制措置について、事前公表、意見提出の機会の提供、事前・事後の評価、グッドプラクティスに関する情報交換等を行う。